### 川口市循環型社会形成推進地域計画

平成22年4月1日

(平成22年12月改訂)

(平成23年12月改訂)

(平成25年1月改訂)

川口市

### 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 ・・・・・・・・・・・・1
	(1)対象地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(2)計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(3)基本的な方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・3
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・3
	(2) 生活排水の処理の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	(3) 一般廃棄物等の処理の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	(4) 生活排水の処理の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3	施策の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
	(1) 発生抑制、再使用及び再資源化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・7
	(2)処理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	(3)処理施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
	(4)施設整備に関する計画支援・・・・・・・・・・・・・・・・・17
	(5) その他の施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
4	計画のフォローアップと事後評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
	(1)計画のフォローアップ ・・・・・・・・・・・・・・・・20
	(2)事後評価及び計画の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・20
添	付書類
	・様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
	・添付資料1 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(ごみ)
	・添付資料 2 計画地域内の一般廃棄物処理施設の状況
	・添付資料3 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(生活排水)
	・様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
	・様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
	・参考資料様式1 施設概要(マテリアルリサイクル推進施設系)
	・参考資料様式2 施設概要(ごみ焼却施設系)
	・参考資料様式5 施設概要(浄化槽系)
	・参考資料様式 6 計画支援概要
	・参考資料 1 川口市のごみの分別区分
	・参考資料2 事業所数に関する推計について

### 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1)対象地域

構成市町村名 川口市

面 積 61.97k㎡

人 口 579,010人(平成23年11月1日現在)

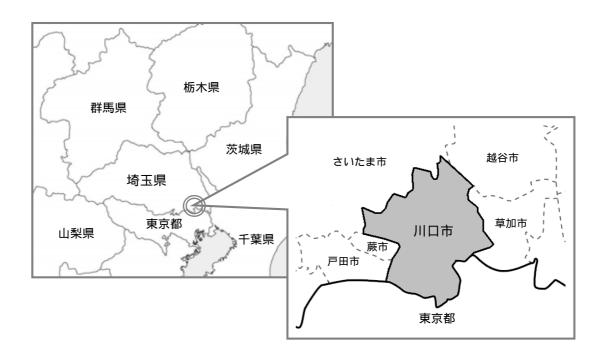


図1 対象地域図

### (2)計画期間

本計画は、平成20年4月1日から平成27年3月31日までの7年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3)基本的な方向

本市は、埼玉県の南東部に位置しており、荒川をへだてて東京都に隣接していることから、昭和30年代より首都圏への人口集中の影響を受け、市街地では住宅と事業所や工場が混在しており市民生活と産業との融和が大切となっている。一方、東京都に隣接していながらも豊かな自然が残されている地域もあり、緑の豊かさや河川の潤いが感じることができる。

このような地域の特色と循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、市民、事業者、行政の三者の協働により、まず発生源である廃棄物の排出を抑制し、次に排出された廃棄物については、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用(3Rの推進)を行い、それでもなお循環的な利用ができない廃棄物については、環境への負荷の低減される方法による適正な処理を行うことを基本とする。

さらに、環境への負荷の少ない地域社会づくりを推進するため、レジ袋無料配布 中止の取り組みやマイバッグ運動等による排出抑制や再生利用の促進などの対策 及び計画的に収集運搬体制の確保や一般廃棄物処理施設の整備を行うこととする。

また、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を利用している世帯から排水される生活維排水が公共用水域の水質汚濁や水辺環境悪化の要因となっていることから、本市では、引き続き公共下水道の整備を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じて浄化槽の設置、転換を促進することとする。

### 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

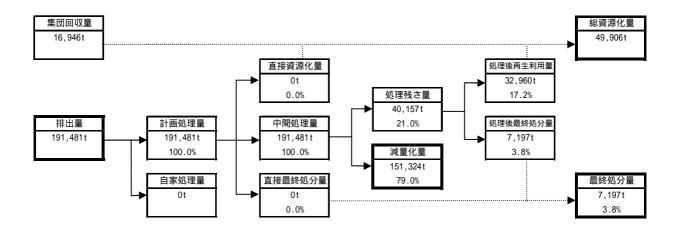
### (1)一般廃棄物等の処理の現状

平成20年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである。

総排出量は、集団回収量を含め、208,427トンであり、再生利用される総資源化量は49,906トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量)は23.9%である。

中間処理による減量化量は151,324トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね79.0%が減量化している。また、集団回収量を除いた排出量の3.8%に当たる7,197トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は170,719トンである。焼却処理施設 (戸塚環境センター、朝日環境センター)では、焼却によって発生する熱を利用す るため廃熱ボイラを設置し、焼却エネルギーの回収による温水を余熱利用施設(厚 生会館、サンアール朝日)に供給し、周辺住民の憩いの場所となっている。



下段数値は、計画処理量に対する割合

図2 一般廃棄物の処理状況フロー(平成20年度)

### (2)生活排水の処理の現状

平成20年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図3のとおりである。生活排水処理対象人口は全体で574,268人であり、水洗化人口は474,761人、汚水衛生処理率82.7%である。

し尿発生量は9,188kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は38,516kℓ/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は47,704kℓ/年である。

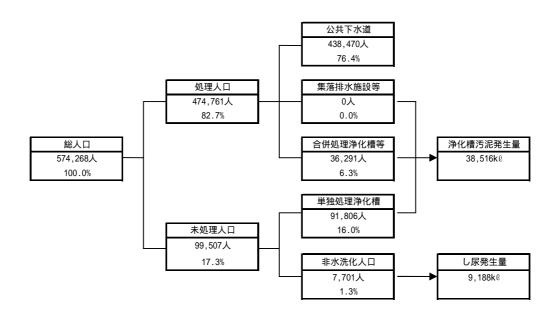


図3 生活排水の処理状況フロー(平成20年度)

### (3)一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、 表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

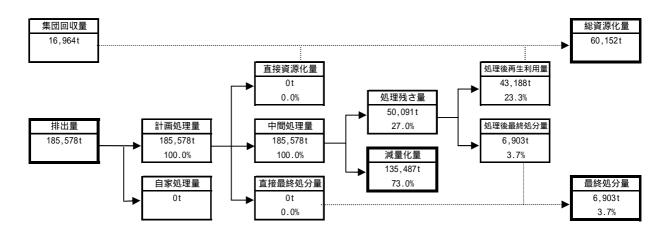
<b>=</b> 1	は早ル	再升利	田川関士	ᄀᄆᄔ	レロ猫
表 1	減量化、	一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	用に関す	の況会	ᆫᆸᄹ

	10 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		
	指標	現 状(割合 1)	目 標(割合 <sup>1</sup> )
	<b>7日</b> 1示	(平成 20 年度)	(平成 27 年度)
排出量	事業系 総排出量	59,517 トン	56,226 トン(-5.5%)
	1事業所当たりの排出量 2	2.56 トン/事業所	2.41 トン/事業所(-5.9%)
	家庭系 総排出量	131,964 トン	129,352 トン(-2.0%)
	1人当たりの排出量 3	193kg / 人	171kg / 人(-11.4%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	191,481 トン	185,578 トン(-3.1%)
再生利用量	直接資源化量	0 トン(0.0%)	0 トン(0.0%)
	総資源化量	49,906 トン(26.1%)	60,152 トン(32.4%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	58,183MWh	63,860MWh
減量化量	中間処理による減量化量	151,324 トン(79.0%)	135,487 トン(73.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	7,197 トン(3.8%)	6,903 トン(3.7%)

- 排出量は現状(平成20年度)に対する割合、その他は排出量に対する割合 (1事業所当たりの排出量)={(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)}/(事業所数) 事業所数は総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」資料を基に予測した。(参考資料参照) (1人当たりの排出量)={(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)}/(人口)

### 《指標の定義》

《指標の定義》 排 出 量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン] 再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン] 熱 回 収 量:熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh] 減 量 化 量:中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン] 最終処分量:埋立処分された量[単位:トン] 人 口:平成 20 年度 574,268 人(実績:平成 21 年 3 月 31 日現在) 平成 27 年度 578,006 人(推計:平成 28 年 3 月 31 日現在)



下段数値は、計画処理量に対する割合

図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成27年度)

### (4)生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、公共下水道の整備や合併 処理浄化槽の設置等を促進していくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

	秋 Z 工/I		<del>Nen in</del>
	指標	現 状 (平成 20 年度)	目 標 (平成 27 年度)
	T	(平成 20 年長)	(平成 27 年長)
処	公共下水道	438,470 人(76.4%)	504,559 人(87.3%)
処理形態別	農業集落排水施設等	0 人(0.0%)	0人(0.0%)
別人	合併処理浄化槽等	36,291 人(6.3%)	23,878 人(4.1%)
	未処理人口	99,507人(17.3%)	49,569 人(8.6%)
	合 計	574,268 人	578,006 人
し尿	汲み取りし尿量	9,188 k ℓ	2,106 k ℓ
· 汚泥	净化槽汚泥量	38,516 k ℓ	23,142 k ℓ
の量	合 計	47,704 k ℓ	25,248 k ℓ

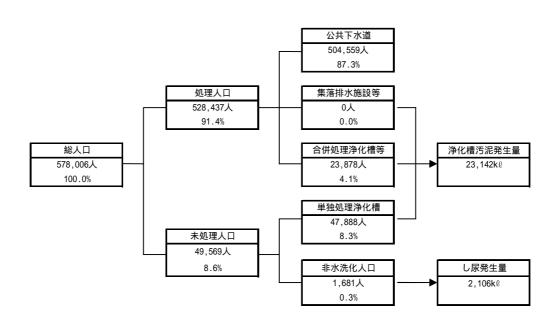


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(平成27年度)

### 3 施策の内容

### (1)発生抑制、再使用及び再資源化の推進

本市では、循環型社会の構築に向けて、一般廃棄物処理基本計画を始めとする諸計画を策定し、中長期的な視点に立った廃棄物対策を推進していくものとする。

### ア 発生抑制の推進

ごみの発生抑制を推進するため、ごみとならない製品の製造や販売など環境に配慮した事業活動やごみを買わない消費生活のあり方を積極的に推進していくものとする。また、自己処理責任の原則に基づき、排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について指導を強化していくものとする。

### (ア)グリーンコンシューマーの育成とレジ袋削減の推進

環境に配慮した商品を購入し、使い捨てでなく循環型のライフスタイルを 選択することで、企業に対し環境を汚さない製品の生産や流通をうながす行 動を起こす消費者であるグリーンコンシューマーの育成のため、環境講座等 を開催するとともに、育成したグリーンコンシューマーが連携してライフス タイルへの変革を普及できるような仕組みづくりを行う。

現在、川口市では、地球高温化及びごみ減量対策、さらには環境に優しいライフスタイルの転換を目的として、市民・事業者・関係団体及び行政で構成する「川口市レジ袋削減会議」において協議してきた結果、平成20年7月30日に事業者、市民団体、市の三者で、「レジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定」を締結し、同年11月10日の川口の日から協定締結事業者の市内店舗において、レジ袋の無料配布中止の取り組みを実施してきた。さらに、より一層のレジ袋の削減を図り、地球高温化の防止及び廃棄物の発生の抑制に寄与することで循環型社会の形成に資することを目的として、「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を平成22年6月から施行した。今後も、鳩ヶ谷地域を含め、広域的に事業者・市民及び市の三者の協働により、ごみを出さないライフスタイルの象徴として簡易包装とマイバッグ持参運動を推進していく。

### (イ)生ごみの発生抑制と排出抑制

現在、生ごみの減量化及び資源化を促進するため、平成4年4月から市民が生ごみ処理容器等を購入する際に補助金を交付しており、平成8年4月からは電気式についても補助対象にしている(補助額は購入金額の2分の1で、上限額を2万円、1世帯につき1基)。

今後も市民が自らできるごみの減量のひとつとして、生ごみ処理容器の補助事業を継続して実施していく。

### (ウ)リサイクルプラザでの「もったいない運動」など啓発事業の推進

リサイクルプラザは、施設の開館当初から「リサイクルショップ」、「リサイクル工房」、「図書・ビデオライブラリー」等の各コーナーの管理運営が「プラザサポーター」と称するボランティアスタッフにより行われており、行政と市民との協働による施設づくり及び環境情報の発信基地としての市民参加型施設づくりを目指してきた。川口市では、リサイクルプラザのリサイクル啓発施設を中心に、市民及び事業者に対し資源循環型社会の構築について普及啓発活動を積極的に行っており、今後もリサイクルプラザの機能を活かした積極的な啓発活動を実施していく。特に、グリーンコンシューマーの育成と連携して「もったいない運動」を積極的に展開していく。

### (エ)エコリサイクル推進事業所制度の見直し

グリーンコンシューマーの育成と合わせて、エコリサイクル推進事業所の制度について、認定を受けている事業者にとって魅力的な制度となるように見直しを行う。

### (オ)事業者に対する排出指導の強化

一般廃棄物を排出する事業者に対し、排出者責任に基づく適正排出について情報の提供と排出指導を強化するものとする。特に、施設における適正排出指導として、ダンパーチェック(展開検査)を定期的に実施する。

### (カ)事業系一般廃棄物処理手数料改定の検討

排出者責任及び適正な処理コスト負担の原則に基づき、事業系一般廃棄物 処理手数料の改定を検討する。なお、検討にあたっては、資源物の分別排出 への誘導、近隣自治体の処理手数料、景気動向等を勘案するものとする。

### (キ)家庭ごみ有料化

ごみ処理に関する費用負担の公平性の確保や排出抑制、資源化の促進を目的に、本市の実態に即した家庭ごみ有料化のあり方について検討を行う。

### イ 再使用の推進

リターナブル容器の普及について調査研究を行うとともに、関係機関及び関係 団体に要請していくものとする。また、再使用を促進するため、ごみとして排出 されたものの中から利用可能なものの再生及び活用を行っていくものとする。

### (ア)リターナブル容器の利用促進

リターナブル容器の利用を促進するため、市内小売店等と共同して店頭回 収システムの構築の検討を行う。

### (イ)リユース容器の利用促進

市民祭りなどのイベントでの飲食容器の使用について、リユース容器の使用や容器のデポジット制の実施などを主催者に要請していく。

### (ウ)フリーマーケットやリサイクルショップの情報提供

リサイクルプラザにおけるリサイクルショップ事業を継続して実施する。 また、市内で開催されるフリーマーケットやリサイクルショップなどの情報 を市民が活用できるようホームページなど活用して情報提供を行う。

### ウ 再資源化の推進

資源として分別排出された、廃棄物の効率的な再資源化を行っていくものとする。また、再生資源の利用を促進するためにグリーン購入を積極的に推進していくものとする。

### (ア)集団資源回収の促進

昭和53年10月からごみ減量化と資源の再利用、地域コミュニティの醸成を目的として、町会等の協力による資源回収運動を積極的に推進してきた。 今後も集団資源回収運動を引き続き実施する。

### (イ)資源化品目の検証

資源化の適正な推進や財政負担、さらには国内のリサイクル市場を考慮し、必要に応じて資源化品目の検証を行う。容器包装リサイクル法の対象品目については、国内の再生資源業者育成の観点から容器包装リサイクル法ルートによる処理を優先的に行うこととする。

### (ウ)事業系一般廃棄物の資源化の推進

事業系一般廃棄物は資源化率が低いことから、商工会議所等事業者団体と 連携し、事業系一般廃棄物の資源化の情報提供に努めていく。また、オフィス 町内会など事業者が排出しやすい資源化システムについて検討を行っていく。

### (エ)グリーン購入の推進

庁用品及び公共関与事業における再生品の積極的な利用を推進していく。 また、グリーン購入について積極的に情報を公開することで、その取組みを 市内事業者に広めていく。

### (オ)焼却飛灰及び溶融スラグの有効利用の推進

最終処分量の減量化を目的に、焼却飛灰の再資源化技術についての情報収集と本市への導入の可能性について検討を行う。また、溶融スラグについても積極的な有効利用について調査検討を行う。

### 工 意識啓発

循環型社会の構築に向けて、市民及び事業者の一層の理解と協力を得るため、 積極的な普及啓発活動を行うものとする。

### (ア)積極的な啓発活動と情報提供

本市では、広報紙「広報かわぐち」への記事掲載、環境部広報誌「PRESS530」やパンフレット、ポスター等を作成し、市民・事業者に配布することで啓発に努めている。また、ごみ問題等啓発の一環としての施設見学会の開催、ごみ減量・リサイクル啓発の一環としての各種教室やイベントの開催、教育・学習現場等への出張講座・施設見学など実施している。

今後も川口市ホームページや各種広報紙等により、市民及び事業者が日常的に実践できるごみの減量や再資源化のための取り組みについて積極的に紹介していくとともに、本市の環境拠点であるリサイクルプラザにおいて積極的にイベントを展開するとともに、市民が自らごみ問題を含む環境問題について学習できるようライブラリーや展示コーナーの充実を図っていく。

### (イ)3R推進活動等の助成

市民の廃棄物問題に対する意識の向上、循環型社会の構築及び地域コミュニティ意識の譲成を目的として、町会及び自治会が行う3R推進活動等を助成する「3R推進活動等助成事業」を平成19年4月から実施しており、今後も引き続き実施していく。

### オ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動等を実施していく。

(ア) 浄化槽を使用している市民・事業者に対し、浄化槽が正常な浄化能力を 発揮するよう浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正管理の重要性を 啓発していく。

- (イ) 調理くずや油などを排水口に流さない、洗剤・石鹸の適正量の使用など、 各家庭・事業所でできる排水対策に関する情報提供を行う。
- (ウ) 市民参加型の水質汚濁防止活動を推進する。

### (2)処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

家庭から排出される一般ごみ、資源物及び有害ごみについては、地区別に収集 日を定めてステーション収集を行っており、また、粗大ごみは戸別収集を、乾電 池については拠点収集を行っている。

なお、現在の本市における家庭ごみの収集運搬体制は表3 - 1のとおりであり、 分別区分及び処理方法の現状と今後については、表3 - 2のとおりである。

	分 別 区 分	区分	収集頻度	方 式	搬入先	備考
—舟	<b>殳ごみ</b>	直営 委託	週2回	ステーション	戸塚環境センター 朝日環境センター	
粗フ	<del></del> 大ごみ	委託	随時	申し込み 各戸収集	戸塚環境センター	
	びん かん	直営				
資源	ペットボトル 繊維類	委託	月2回	フテーション	リサイクルプラザ	
物	金属類紙類	委託		<u> </u>	0 94 970 2 9	
	プラスチック製容器包装	直営 委託	週1回			
	写ごみ(蛍光管、水銀体 けなど)	直営 委託	週2回	一般ごみ と同時収集	戸塚環境センター 朝日環境センター	
乾電	<b>電池</b>	直営	随時	拠点収集	朝日環境センター	拠点数 204箇所

表3-1 家庭ごみの収集運搬体制

<sup>\*</sup> 一般ごみ 無色透明・白色半透明袋で搬出

<sup>\*</sup> びん・かん・ペットボトル・繊維類・金属類 透明袋で搬出 (鳩ヶ谷地域ではびん・かんのみ平成24年3月31日までかごで搬出)

<sup>\*</sup> 紙類 紐で直接縛って搬出

<sup>\*</sup> プラスチック製容器包装 透明袋で搬出

表3-2 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

Ħ'	現状(平成20年度	20年度)		v	今後(平成27年度	27年度)	
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
一般ごみ	焼却	戸塚環境センター 朝日環境センター	107,965	一般ごみ	焼却	戸塚環境センター 朝日環境センター	95,124
	破砕		3,058		破砕	日を唱時サンクー	3,709
粗大ごみ	! !	戸塚環境センター		粗大げみ	į.		10
	再資源化		<del>-</del>		再資源化	鳩ヶ谷衛生センター ストックヤード	က
びん			4,133	びん			4,864
かん			1,754	かん			1,545
金属類			1,460	金属類			1,387
ペットボトル			1,889	ペットボトル			2,552
繊維類			1,753	繊維類		リサイクルプラザ	1,966
紙類			5,919	紙類			12,767
新聞紙		リサイクルプラザ 鳩ヶ谷市環境センター	1,045	新聞紙			2,327
雑誌・雑紙	三谷(1/1)		2,138	雑誌・雑紙	工资:地		4,674
= 4				= 1	古河東古		1,852
<b>- F</b> ガバー ノレ			1,895	4岁パール		鳩ヶ谷衛生センター ストックヤード	2,100
紙パック			45	紙パック			98
紙製容器包装			962	紙製容器包装		リサイクルプラザ	1,728
プラスチック製容器包装			3,945	プラスチック製容器包装			5,348
有害ごみ (蛍光管、水銀体温計など)		戸塚環境センター(保管) 朝日環境センター(保管) 民間処理施設	2	有害ごみ (蛍光管、水銀体温計など)		戸塚環境センター(保管) 朝日環境センター(保管) 民間処理施設	7
乾電池		朝日環境センター(保管) 民間処理施設	70	乾電池		朝日環境センター(保管) 民間処理施設	70

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

本市では、事業系一般廃棄物は、排出事業者処理責任に基づき、一般廃棄物収 集運搬許可業者による収集または処理施設への自己搬入によるものとしている。 その際の事業系一般廃棄物の排出袋については、平成7年2月から適正排出の推 進等を目的として黄色半透明袋に指定している。

また、大規模建築物を保有する事業者については、事業用途に供する部分の床 面積が3,000㎡以上の建築物について、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に 関する条例」の規定に基づき再生利用対象物及び廃棄物の保管場所を設定すると ともに、減量計画書の提出及び管理責任者の選任について届けの義務を課してい る。さらに、大規模開発事業を実施する場合については、その区域から発生する 廃棄物を処理するため、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の規定 に基づき適正な処理方法等についてあらかじめ市長に届け出ることとしている。

現在の処理体制については今後も継続する方針である。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では、いわゆる「併せ産廃」として、木くず(建設業に係るもののうち、 工作物の新築、改築又は除去に従って生じたものを除く。)、繊維くず及びと畜 場でとさつ又は解体された獣畜の固形状の不要物(と畜場法施行規則別表第1に 掲げるものに限る。)を受け入れており、今後も継続する方針である。

### エ 生活排水処理の現状と今後

### (ア)公共下水道の普及

下水道は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活 環境を確保するとともに、公共用水域の水質を保全するための根幹的な施設 である。このため、下水道未普及地域の解消を図ると同時に、浸水対策、合 流式下水道区域における雨天時の放流水の水質改善、施設の適正な維持管 理・改築、老朽管の更新、耐震化対策などを緊急性や必要性を加味しながら、 計画的かつ効果的に整備を進めていく。

また、水洗便所改造資金貸付制度や私道共同排水設備整備補助金制度の 周知・活用を図り、公共下水道への接続を促進していく。

### (イ)合併処理浄化槽の普及

公共下水道未整備の地域では、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の利用 世帯等に対して、浄化槽設置整備事業補助制度の周知・活用を図り、合併処 理浄化槽への転換を促進していく。

### (ウ)効率的な収集運搬体制の整備

し尿・浄化槽汚泥の発生量は、下水道や浄化槽の普及などによる社会条件 によって変化しており、さらに、汲み取り世帯数の減少による点在化など収 集運搬環境も変化している。

そのような変化に対応していくため、し尿および浄化槽汚泥の効率的な収 集運搬体制について検討していく。

### オ 今後の処理体制の要点

ごみ収集運搬作業の効率を高め、環境に与える影響を低減するため、収集 時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を検討するとともに、ごみ収 集運搬体制の改善を図るために、収集事務所及び中継基地の整備について 検討していく。

安定的な処理能力の確保を図るため、現有施設の維持管理に努めるとともに、戸塚環境センター西棟については、国の環境対策の動向や施設の耐用年数、将来の焼却対象ごみ量推計を勘案して、必要な整備等を実施し、施設の延命化を図っていく。

自区内最終処分場の整備に努め、最終処分場整備の際には、災害時の廃棄物保管施設としての機能を持たせる。また、自区内処理が確立されるまでの間は、関係自治体等の協力を得て、市域外での最終処分能力の確保を行っていく。

### (3)処理施設等の整備

### ア 廃棄物処理施設

上記(2)を踏まえた分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。なお、現有処理施設の概要は表5のとおりである。

表 4 整備予定の処理施設

事業番号	整備施設種類	事 業 名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設	廃棄物処理施設の基幹的 設備改良事業	3号炉:150t/日 4号炉:150t/日	埼玉県川口市藤兵衛 新田290番地	H22 ~ H24
2	マテリアル リサイクル 推進施設	ストックヤード施設整備事業	3 8 4 . 8 5 m²	埼玉県川口市八幡木 3 - 18 - 11	H22 ~ H24

### (整備理由)

事業番号 1 プラント設備の主要部分を大幅に更新することにより、処理能力を確保するとともに施設の延命化を 図るため。

事業番号2 効率的な資源化処理を行う。

表 5 現有処理施設の概要

施設名	処理する 廃棄物	処理能力	所 在 地	竣工 年月	備考
戸塚環境センター西棟 (ごみ焼却施設)	可燃ごみ	3 号炉:150t/日 4 号炉:150t/日	埼玉県川口市藤兵衛新 田290番地	H6.3 H2.1	150t/日×2炉
朝日環境センター (ごみ焼却施設)	可燃ごみ	420t/日	埼玉県川口市 朝日4-21-33	H14.11	140t/日×3炉
リサイクルプラザ (資源化施設)	資源物	びん類: 35t/5h かん類: 31t/5h ペットポトル: 9t/5h プラスチック製容器 包装等20t/5h	埼玉県川口市 朝日4-21-33	H14.11	
戸塚環境センター 粗大ごみ処理施設 (破砕施設)	粗大ごみ	75t/5h	埼玉県川口市藤兵衛新 田290番地	S50.2	
鳩ヶ谷衛生センター ( し尿処理施設 )	し尿、浄化 槽汚泥	140kℓ/日	埼玉県川口市 八幡木3-18-11	H22.3	
鳩ヶ谷衛生センター 分別作業場	粗大ごみ	屋内 72 ㎡ 屋外 167 ㎡	埼玉県川口市 八幡木3-18-11	H4.10	

### イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表 6 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事 業	直近の整備済 基 数 (基) (平成 20 年度)	整備計画 基 数 (基)	整備計画 人 口 (人)	事業期間
3	浄化槽設置整備事業	352	67	433	H22 ~ H26

### (4)施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
4	鳩ヶ谷衛生センター・ストックヤード施設整備に係る調査・ 設計等業務	調査・設計等	H20、H23

### (5)その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

### ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

不要になった特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象となる家 電製品の処分方法については、適切なリサイクルルートへ排出するよう、市民に 対して普及啓発を行う。

### イ 不法投棄・散乱防止対策

不法投棄・散乱防止対策として、次の施策を行う。

### (ア) 不法投棄対策

市民との連携のもと、不法投棄対策として、不法投棄防止看板の設置や定期的なパトロールを実施している。また、夜間の不法投棄に対処するためパトロールを警備会社に委託するとともに、タクシー協議会や埼玉県新聞販売組合との間で協定書を締結し、不法投棄の監視体制強化に努めている。

今後も不法投棄の未然防止対策について検討していく。

### (イ)散乱防止対策

本市では、平成17年5月1日から、たばこの吸い殻の散乱防止等に特化した「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行し、市全域に路上喫煙防止努力義務を課し、さらに路上喫煙が第三者に与える影響が多いと判断される地区を路上喫煙禁止地区に指定し、その地区内での路上喫煙そのものを禁止している。また、路上喫煙状況調査を実施し、必要に応じて路上喫煙禁止地区の見直しを行っている。

なお、条例の効果を担保するため路上喫煙禁止地区において路上喫煙を行 う者に対して、必要な指導勧告を行うことが出来るよう規定している。

今後も散乱防止対策と路上喫煙防止に努めていく。

### ウ 地域環境衛生の充実

本市では、毎年11月に実施している全市一斉クリーン作戦をはじめとした、市民と行政との協働による都市美化活動を推進している。今後も川口市まち美化促進プログラム(アダプト・プログラム)に参加する団体の増加を図るなど、散乱のないまちづくりを目指し、排出区分及び排出日の周知及び指導に努め、収集ステーション美化を推進していく。

### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市では、災害時の廃棄物処理対策として平成20年3月に策定した「川口市 災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理を行うこととしている。

また、災害時等に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、埼玉県内の市町村・清掃関係一部事務組合で構成する埼玉県清掃行政研究協議会の会員として、災害廃棄物の処理などについての協定を締結しており、地域内及び周辺地域との連携体制を構築している。

なお、災害発生時の廃棄物の処理等について、現場での選別及び一時保管場所 (現在2箇所5,005.32㎡又は環境センター等)での選別・保管を行い、一般ごみは焼却施設で、資源物、粗大ごみなどは、リサイクルプラザなどで処理 を行った後、処理困難物は民間事業者に処分委託し、その他はリサイクル、最終 処分を行うことを想定している。

### 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1)計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、 国及び埼玉県と意見交換をしつつ、進捗状況を勘案した計画の見直しを行う。

### (2)事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の見直しについては、進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて実施するものとする。

### 添付書類

### 様式1

# 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成23年11月)

### 1 地域の概要

(1)地域名 川口市	In.		(2)地域内人口	579,010人	(3)地域面積		$61.97\mathrm{k}\mathrm{m}^{^{2}}$	m³	
(4)構成市町村等名	川口市		(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄	離島奄美	豪雪 二	山村半島	過疎	その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が	<b>邪事務組合等が</b>	組合を構成する市町村:		設立(予定	予定)年月日:	年	A H	設立、	認可予定
含まれる場合、当	当該組合の状況	設立されていない場合、今後の見通し:							

<sup>\*</sup> 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに を付ける。

## 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標 7

				過去の状況	]•現状(排出量	冒と広域化等受許	過去の状況・現状(排出量と広域化等受託量の合計に対する割合	する割合)	目標(1)
指標・単位			#	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 27 年度
			事業系総排出量(トン)	60,721	63,225	62,187	60,426	59,517	56,226(-5.5%)
			1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.62	2.73	2.67	2.60	2.56	2.41(-5.9%)
#	丑		家庭系総排出量(トン)	141,306	142,487	143,701	139,632	131,964	129,352(-2.0%)
			1人当たりの排出量(kg/人)	213	214	212	205	193	171(-11.4%)
			合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	202,027	205,802 ( 2 )	205,888	200,501 ( 2 )	191,481	185,578(-3.1%)
ŧ	<u>4</u>	۵	直接資源化量(トン)	1,149(0.6%)	1,190(0.6%)	1,281(0.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
	₹	뻐	総資源化量(トン)	55,765(27.6%)	57,492(27.9%)	57,389(27.9%)	54,559(27.2%)	49,906(26.1%)	60,152(32.4%)
松	Хh		熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	58,820	63,567	65,347	66,001	58,183	63,860
中間処理による減量化量	よる減量化	<u>さ</u> 叫	減量化量(中間処理前後の差トン)	157,410(77.9%)	160,539(78.0%)	160,176(77.8%)	156,602(78.1%)	151,324(79.0%)	135,487(73.0%)
最終	処 分		埋立最終処分量(トン)	7,606(3.8%)	7,590(3.7%)	7,780(3.8%)	7,768(3.9%)	7,197(3.8%)	6,903(3.7%)
1777	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	i i		·					

排出量は現状(平成 20 年度)に対する割合、その他は排出量に対する割合排出量の合計に災害廃棄物を含む。(平成 17 年度 90 t、平成 19 年度 443 t)別添資料として指標と人口等の要因に関する トレンドグラフを添付した。(添付資料 1)

一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設名称	十 十 非 用		現有施設の内容	の内容			更新、	ド、廃止、新設の内容	IVπ		
(施設種別)	事業土冲	型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	<b>盖</b> 化
戸塚環境センター西棟 (ごみ焼却施設)	日二	全 庫 翁 鰲 孫 汜 又 7 T I D 昚	自	3号炉 150t/日 4号炉 150t/日	H6.3 H2.3	H25.3 H24.3	処理能力の確保及び施設の延命化	全連続燃焼式ストーカ 炉	H25.3 H24.3	3号炉150V日 4号炉150V日	
朝日環境センター(ごみ焼却施設)	中口三	流動床式ガス化溶 融ッステム	俥	420t/日 (140t/日×3 炉)	H14.12						
リサイクルブラザ( 資 源 化 施 設 )	中口川	びん類処理ライン かん類処理ライン ペットボトル処理ライン	巨	35t/5h 31t/5h 9t/5h 20t/5h	H14.12						
戸塚環境センター粗大ご み 処 理 施(破砕施設)	川口市	構型スイングハンマー方式	自	75t/5h	S50.2						
鳩ヶ谷衛生センター ( し尿処理施設)	川口市	前脱水+標準脱窒素処理 方式+高度 処理	佢	140k心日	H22.3						
嶋ヶ谷衛生センター (分別作業場)	川口市	粗大ごみ	無	屋内 72 ㎡ 屋外 167 ㎡	H4.10						
マテリアルリサイクル 推進施設(新規建設)							資源物の貯留量不足のため	ストックヤード	H25.3	384.85 m²	

計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料2)

4 生活排水処理の現状と目標

			, 위 -	過去の状況・現状	¥		目標
指標·単位	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 27 年度
総人口	(Y)	549,564	554,786	562,082	568,163	574,268	578,006
班 4 十/2	污水衛生処理人口(人)	392,669	402,837	415,148	413,168	438,470	504,559
び光ト小道	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	71.5%	72.6%	73.9%	72.7%	76.4%	87.3%
年本井かながの	污水衛生処理人口(人)	0	0	0	0	0	0
朱洛尔小爬政寺	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0%	%0	%0	0%	%0	%0
分十八年四十八个	污水衛生処理人口(人)	28,473	33,487	41,030	31,997	36,291	23,878
ㅁ'げ싼또(커')이미라	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5.2%	6.0%	7.3%	5.6%	6.3%	4.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口(人 )	128,422	118,462	105,904	122,998	99,507	49,569
これが当って、上が描し	・ 1 一 1 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年	、大学などの					

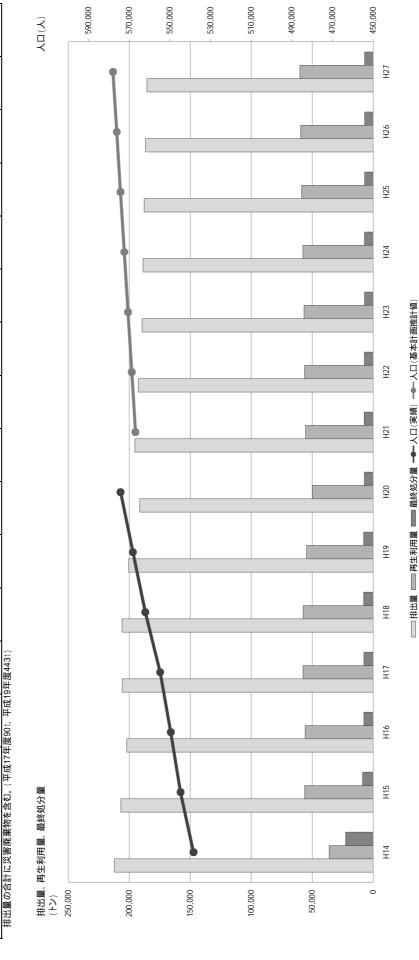
別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料3)

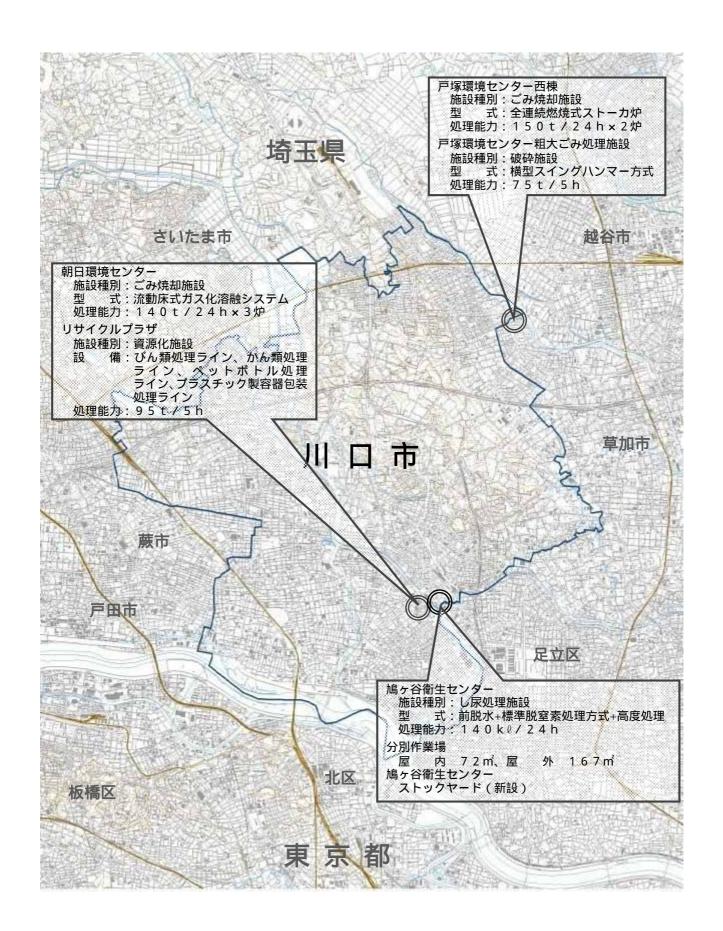
5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

10 美女士女女	**************************************		現有施設の内容		一般	整備予定基数の内容	<b>!</b> 2/π	備
/JD.T.文/里/J.J.	± H # #	基数(基)	処理人口(人)	開始年月	(費) 傑實	(人)口人重砂	目標年次	
浄化槽設置整備事業	川口市	352	2,189	H3.4	<i>L</i> 9	433	H27	

指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(ごみ)

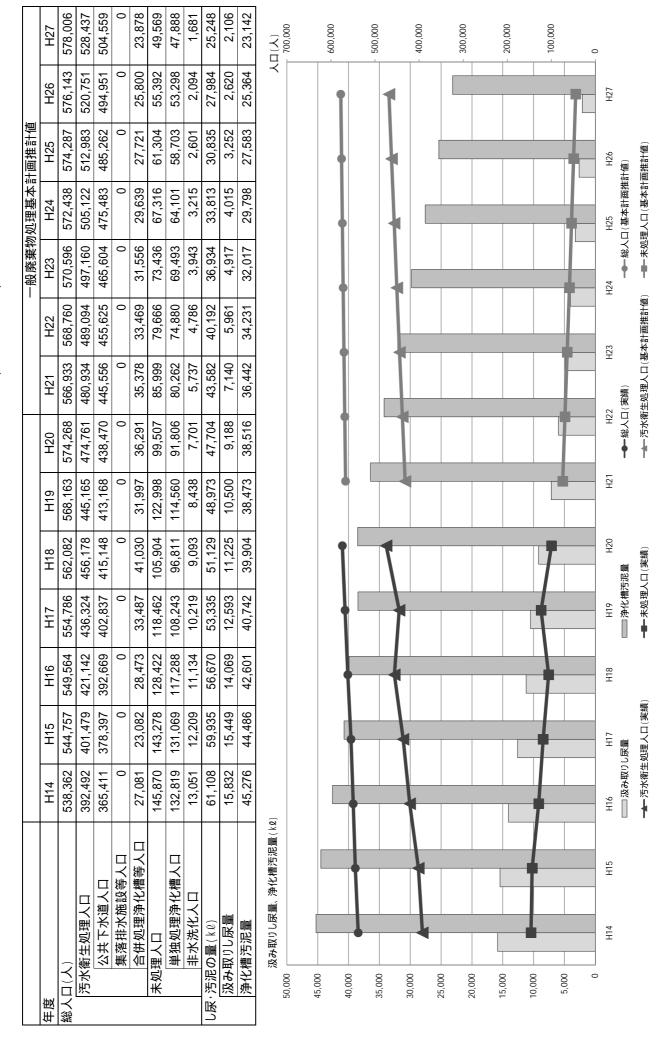
										•	一般廃棄物処理基本計画推計値	]処理基本語	計画推計僱	·	
年度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
行政区域人口(人)川口市	()  口中	538,362	544,757	549,564	554,786	562,082	568,163	574,268	566,933	568,760	570,596	572,438	574,287	576,143	578,006
	事業系 総排出量	62,548	60,513	60,721	63,225	62,187	60,426	59,517	59,412	58,488	57,524	57,242	56,938	56,599	56,226
排出量(トン)	家庭系 総排出量	149,643	146,452	141,306	142,487	143,701	139,632	131,964	135,902	133,984	131,984	131,427	130,797	130,103	129,352
	合計(注)	212,191	206,965	202,027	205,802	205,888	200,501	191,481	195,314	192,472	189,508	188,669	187,735	186,702	185,578
五件到田里(12)	直接資源化量	994	1,210	1,149	1,190	1,281	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77)重出心中中	総資源化量	36,109	56,045	55,765	57,492	57,389	54,559	49,906	55,446	56,248	56,775	57,673	58,535	59,362	60,152
減量化量(トン)		170,199	160,272	157,410	160,539	160,176	156,602	151,324	149,414	145,900	142,542	140,864	139,129	137,332	135,487
最終処分量(トン)		22,618	8,719	2,606	7,590	7,780	7.768	7,197	7.309	7.196	7.080	7,039	6,997	6.952	6.903





添付資料3

指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(生活排水)



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成22年度)

事業種別	無		規模	tork	事業期間 交付期間	期間				総事業費(千円)	(千円)						łΧ	:付対象事業	交付対象事業費(千円)				
事業名称	海 作 —	九楼 2		単位	開始	終了		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	產
改良・改造に係る事業							6,799,800			50,000	3,188,000	3,561,800	0	0	5,600,000			50,000	2,800,000	2,750,000	0	0	
廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	-	半口川	300	t/d	H22	H24 6	6,799,800			50,000	3,188,000	3,561,800	0	0	5,600,000			50,000	2,800,000	2,750,000	0	0	
浄化槽に関する事業							22,136			6,541	5,581	3,338	3,338	3,338	21,596			6,421	5,521	3,218	3,218	3,218	
浄化槽設置整備	3	半口II	29	蝉	H22	H26	22,136			6,541	5,581	3,338	3,338	3,338	21,596			6,421	5,521	3,218	3,218	3,218	
再生利用に関する事業							250,000			90,000	410,000	20,000			550,000			90,000	410,000	50,000			
ストックヤード施設整備(既存焼却施 設解体撤去)	c	# =	20 100	ĩ	Š	Š	200,000			90,000	410,000				500,000			90,000	410,000				
ストックヤード施設整備(建設)	7	Ī	. 504		2	t 71	50,000					50,000			50,000					50,000			
施設整備に関する計画支援に関する事業							11,510	7,500			4,010				11,510	7,500			4,010				
鳩ヶ谷衛生センター・ストックヤード 施設整備に係る調査・設計業務	4	川口市			H20	H23	11,510	7,500			4,010				11,510	7,500			4,010				
‡ 号							7,383,446	7,500	0	146,541	146,541 3,607,591 3,615,138	3,615,138	3,338	3,338	6,183,106	7,500	0	146,421	3,215,521 2,803,218	2,803,218	3,218	3,218	
平成20年度からの値ヶ谷市のお付金会か						1																	

平成20年度からの鳩ヶ谷市の交付金含む。

| 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。 2 広境連合: 一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。 3 実施しない事業の個は削除して構わない。 4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

### 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

	= **					業	÷44			事	業計	画			
施策種別	事業 番号 1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	開	間終る	交付金 必要の 要否	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	備考
	11	グリーンコン シューマーの育成 とレジ袋削減の推 進	環境講座等を通りでする。 で、不可能を対して、不可能を対して、不可能を対して、不可能を対して、不可能を対して、可能を高温、不可能を高温、不可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能がある。 では、不可能を可能を可能を可能を可能を可能がある。 では、不可能がある。 では、不可能は、不可能がある。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、不可能がな。 では、 では、 では、 では、	川口市	始 H 22	了 継続		20年度	21年度	22年度	23年度	事業実施	25年度	26年度	
	12	生ごみの発生抑制と排出抑制	生ごみの減量化及び 資源化を促進するため、生ごみ処理容器 等の購入補助金の交 付制度の活用を図 る。	川口市	H 22	継続					制度の活	用·補助事	業の継続		
発生抑 制、及び化 用 及び化 関 推進 に	13	普及啓発、環境教育、助成	リサール では、   ・    ・    ・    ・    ・    ・    ・	川口市	H 22	継続				普及	啓発・3 R推	<b>建活動等</b>	助成事業の	継続	
するもの	14	事業系一般廃棄物 処理手数料改定の 検討	排出者責任及び適正 な処理コスト負担の 原則に基づき、改定 を検討する。	川口市	H 22	継続					方策の	)調査·検討	ナ·実施		
	15	家庭ごみの有料化	ごみ処理に関する費用負担の公平性確保 や排出抑制、資源に保 の促進を目的に、家 庭ごみの有料化を検 討する。	川口市		継続					方領	度の検討と	実施		
	16	再使用の推進	リターナブル容器、 リユース容器の利用 促進し、フリーマー ケットやリサイクル ショップの情報提供 を行う。	川口市	H 22	継続						事業実施			
	17	再資源化の推進	廃棄物の効率的な再 資源化を行い、再生 資源の利用を促進 し、グリーン購入を 積極的に推進する。	川口市		継続						事業実施			
処理体制の構築、		事業系一般廃棄物 の排出事業者の減 量化計画の実施	大規模建築物を保有 有機建業投実施する事業者を実施する事業者を実施する事業者と、減量計画書 及更施力ににみててによってによっていて届出を図る。	川口市	H 22	継続						事業実施			
変更に関するもの		最終処分量の減量 化の推進及び処分 場の確保	最終処分量の減量化 を目的減速化技術について検索に、 は大変には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	川口市	H 22	継続					方領	食の検討と	実施		
		戸塚環境センター 西棟 3 ・ 4 号炉大 規模改修	焼却施設延命化	川口市	H 22	H 24					改修工	事 ————————————————————————————————————			
hnim÷tr≐n		ストックヤード施 設整備事業		川口市	H 22	H 24				既存炉	解体撤去	建設			
処理施設 の整備に 関するも の	3	浄化槽設置整備事 業	生活排水による公共 水域の水質汚濁を防 止するため、浄化槽 等の設置、転換を促 進する。	川口市	H 22	H 26						事業実施			

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施	事期	業間	交付金 必要の			事	業計	画			備考	
ルスイ宝力リ	1	旭泉の日かみ	旭泉の佩安	主体	開始	終了	要否	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	M1.2	
施設整備に係る計画支援に関するのの	4	2の計画士操	ストックヤード施設 を整備するために必 要な調査及び設計業 務	川口市	H20 H2			調査·設計			調査·設計					
		用が 电切り リイン	廃家電リサイクルの 特定家庭用機器再商	川口市	Н	継続						普及啓発				
		26	品化に基づく処理の 普及啓発を行う。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	22	統						日次日元				
			市民及びタクシー協議会や埼玉県新聞販			/m/r										
	42	止対策	売組合等との連携と 不法投棄パトロール 等監視体制の強化を 行う。	川口市	н 22	継続						事業実施				
その他			市民と行政との協働による都市美化活動													
		中では、現場用土のル	(環境衛生の允) を推進し、散乱のないまちづくりを目指していく。	川口市	H 22	継続							事業実施			
	44		災害廃棄物処理計画 を踏まえた体制整備 と広域的相互応援の	川口市	H 22	継続					協	力体制の強	化			
			協力体制の整備													

<sup>1</sup> 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表3に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

### 施設概要(マテリアルリサイクル推進施設系)

都道府県名 埼玉県

(1)	事業主体名	川口市
(2)	施設名称	鳩ヶ谷衛生センター ストックヤード
(3)	工期	平成22年度 ~ 平成24年度
(4)	施設規模	保管スペース 384.85㎡
(5)	形式及び処理方式	一時貯留
(6)	地域計画内の役割	資源物及び再生粗大ごみの保管を行う
(7)	廃焼却施設解体 工事の有無	有 無

### 「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及び	
その利用計画	

### 「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画
---------------

### 「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	段ボール、再生粗大ごみ
--------------	-------------

### 「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル	分別収集回収拠点の整備
推進施設の内訳	・ごみの分別収集・処理方法
	・ごみ容器の種類・設置基数
	・建築物の構造

小規模ストックヤードの整備
・施設規模
・ストック対象物
簡易プレス機の整備
・処理方法
・処理方法
・処理能力
・設置場所
電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
・導入台数(積載量)
・運行計画

	550,000千円	
(12) 事業計画額	(既存焼却施設解体撤 <del>去</del>	500,000千円)
	(ストックヤード建設	50,000千円)

### 施設概要(ごみ焼却施設系)

### 都道府県名 埼玉県

(1) 事業	主体名	川口市
(2) 施設	名称	戸塚環境センター西棟
(3) 工期		平成22年度 ~ 平成24年度
(4) 施設規	規模	処理能力 300t/日(150t/日×2炉)
(5) 形式》	及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
(6) 余熱和	利用の計画	1 . 発電の有無 有 (発電効率 1 3 % )・無 2 . 熱回収の有無 有 (熱回収率 % )・無
(7) 地域記	計画内の役割	安定的なごみ処理体制の確保
, ,	却施設解体 事の有無	有無

### 「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	(9) スラグの利用計画	
--------------	--------------	--

### 「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	1 . 発生ガス <del>回収効率</del> 2 . 発生ガス量	N m³/t N m³/日
(11) 回収ガスの利用計画		

(12)	事業計画額	6 , 7 9 9 , 8 0 0 千円

### 施設概要(浄化槽系)

### 都道府県名 埼玉県

(1)	事業主体名	川口市
(2)	事業名称	净化槽設置整備事業
(3)	事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽等の 設置、転換をしようとする者に対し補助金を交付する。
(4)	事業期間	平成22年度~平成26年度
(5)	事業対象地域の要件	下水道法第4条第1項の認可区域以外の地域とする。
(6)	事業計画額	交付対象事業費 21,596千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

### 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

### 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 ( 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	33 基 ( 165 人分 )	0 基	10,956 千円	8,910 千円	8,910 千円
6~ 7人槽	24 基 ( 168 人分 )	0 基	10,416 千円	8,426 千円	8,426 千円
8~10 人槽	10 基 ( 100 人分 )	0 基	5,480 千円	4,260 千円	4,260 千円
11~20 人槽	基(人分)	基			
21~30 人槽	基(人分)	基			
31~50 人槽	基(人分)	基			
51 人槽以上	基(人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	67 基 (433 人分 ) 改築を除く	0 基	26,852 千円	21,596 千円	21,596 千円

### 計画支援概要

### 都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	川口市
(2) 事業目的	鳩ヶ谷衛生センター・ストックヤード施設整備のため
(3) 事業名称	鳩ヶ谷衛生センター・ストックヤード施設整備に係る調査・設計業 務
(4) 事業期間	平成20年度・23年度
(5) 事業概要	鳩ヶ谷衛生センター・ストックヤード施設の整備を実施するにあたり、必要な調査及び設計等の業務を行う。

(6) 事業計画額	11,510千円	

### 川口市のごみの分別区分

		主な分別品目の例	
集団資源回収		古紙類、繊維類	
	びん	飲料、酒類、調味料等びん	
	かん	飲料かん	
	金属類	フライパン、なべ、缶詰の缶、粉ミルクの缶など	
	ペットボトル	飲料、酒、醤油、調味料などが充填されていたペッ	
  資源物	ערותיופי	トボトル	
貝 <i>I</i> 体例 	繊維類	衣料、毛布など	
	紙類	新聞紙、雑誌・雑紙、紙パック、段ボール、紙製容	
		器包装	
	プラスチック製容	商品を充填、放送していたプラスチック製の容器、	
	器包装	包装	
粗大ごみ		1辺が40cmを超えるもの	
一般ごみ		厨芥類、陶器類、再生できない紙くず・ガラス類・	
別又との		プラスチック類	
有害ごみ 乾電池		蛍光管、水銀体温計	
		乾電池 (ボタン電池、充電式電池を除く)	

### 事業所数に関する推計について

### (1) 実績値

事業所数の実勢値としては、総務省統計局による「事業所・企業統計調査」において公表されている結果を用いるものとする。なお、「事業所・企業統計調査」は隔年度に調査されており、最新のデータは平成18年度である。

事業所・企業統計調査データをまとめると以下のとおりである。

名称平成13年度平成16年度平成18年度平成18年事業所・企業統計調査都道府県別集計<br/>第1表 全事業所及び男女別従業者数24,77123,267平成16年事業所・企業統計調査都道府県別集計<br/>第1表 存続・新設・廃業別民営事業所数及び男<br/>女別従業者数 - 都道府県、市町村22,86523,161

表1 総務省統計局による調査データ(単位:人)

平成13年度のデータについては、最新データである平成18年度の値を用いるものとする。

### (2)回帰分析結果

実績値データから、一次式として回帰分析を行うと、その結果は以下のとおりである。

一次回帰X値切片係数-319.4228,737相関係数0.7969

表 2 回帰分析結果

よって、回帰式は以下の直線式となる。

Y = - 3 1 9 . 4 2 X + 2 8 , 7 3 7 ただし、X は平成 1 3 年度を初期値 1 3 とする係数

得られた直線式より、将来予測結果をまとめると表3のとおりである。

年度 実績値 予測値 増減値 指数 24,771 24,585 100 13 14 24,265 -320 99 実績値 97 15 23,946 -319 23,161 23,626 -320 96 16 17 23,307 -319 95 18 23,267 22,987 -320 94 19 22,668 -319 92 20 22,349 -319 91 21 22.029 -320 90 22 21,710 -319 88 予測値 23 21,390 -320 87 86 24 21,071 -319 20,752 -319 85 25 26 20,432 -320 83

表3 事業所数の予測結果(単位:件)

### (3)将来予測値の設定

27

表3にある過去6年間の実績値では、平成16年度から平成18年度までは微増傾向を示 しており、減少傾向を示している予測値は過少に評価されているものと考えられる。

20,113

-319

82

そのため、本計画の目標年度である平成27年度の事業所数については、平成18年度の 実績値と同程度になるものと設定し、1事業所当たりの排出量を算出する。

よって、平成27年度の事業系総排出量は、56,135トンと予想されるため、平成 18年度の事業所数と同数(23,267件)とすると、約2.41トン/事業所となる。

平成27年度における1事業所当たりの排出量

(1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

(56,135トン-91トン)÷23,267件 2.41トン/事業所

### 参考資料3

### P3「表2 減量化、再生利用に関する現状と目標」における川口市、鳩ヶ谷市の内訳

### 川口市分

	指標	現 状(割合 <sup>1</sup> ) (平成 20 年度)	目 標(割合 <sup>1</sup> ) (平成 27 年度)
排出量	事業系 総排出量	56,290 トン	53,459トン(-5.0%)
	1事業所当たりの排出量 2	2.70 トン / 事業所	2.56トン/事業所(-5.2%)
	家庭系 総排出量	116,568 トン	113,081 トン(-3.0%)
	1 人当たりの排出量 3	191kg / 人	173kg / 人(-9.4%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	172,858 トン	166,540 トン(-3.7%)
再生利用量	直接資源化量	0トン(0.0%)	0トン(0.0%)
	総資源化量	44,451 トン(25.7%)	54,532 トン(32.7%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	58,183MWh	63,860MWh
減量化量	中間処理による減量化量	137,351 トン(79.5%)	120,812 トン(72.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	6,492 トン(3.8%)	6,196トン(3.7%)

### 鳩ヶ谷市分

	指標	現 状(割合 <sup>1</sup> ) (平成 20 年度)	目 標(割合 <sup>1</sup> ) (平成 27 年度)
排出量 事業系 総排出量		3,227トン	2,767 トン(-14.3%)
	1事業所当たりの排出量 2	1.32 トン / 事業所	1.13 トン / 事業所(-14.4%)
	家庭系 総排出量	15,396 トン	16,271 トン(5.7%)
	1 人当たりの排出量 3	207.20kg / 人	196.91kg / 人(-5.0%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	18,623 トン	19,038 トン(2.2%)
再生利用量直接資源化量		0トン(0.0%)	0トン(0.0%)
	総資源化量	5,455 トン(29.3%)	5,620 トン(29.5%)
熱回収量 熱回収量(年間の発電電力量)		MWh	MWh
減量化量	中間処理による減量化量	13,973 トン(75.0%)	14,675 トン(77.1%)
最終処分量	埋立最終処分量	705 トン(3.8%)	707 トン(3.7%)

- 1 排出量は現状(平成 20 年度)に対する割合、その他は排出量に対する割合 2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数) 事業所数は総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」資料を基に予測した。(参考資料参照) 3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》 排 出 量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン] 再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン] 熱回収量:熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh] 減量化量:中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン] 最終処分量:埋立処分された量[単位:トン] 人 ロ:平成20年度 574,268人(実績:平成21年3月31日現在) 平成27年度 578,006人(推計:平成28年3月31日現在)



きらり川口 エコ・シティ